

部分供給の見直しについて

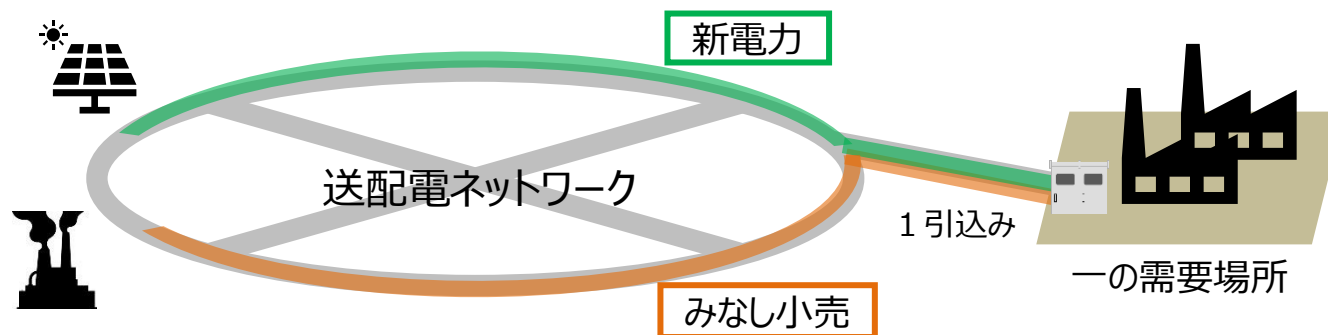
2024年3月29日

資源エネルギー庁

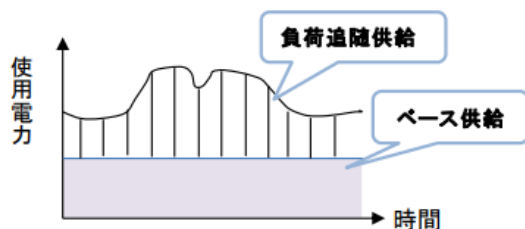
部分供給について

- 部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけた上で、旧一般電気事業者に対応を求めることとし、2013年に制度化されたもの。
- 具体的には、一需要家に対して、新電力単体では不足している供給量について、エリアのみなし小売電気事業者からの供給により賄い、両者の電気が物理的に区分されことなく、1 引込みを通じて一体として供給される形態をいう。※高圧以上の需要家についてのみなし小売電気事業者に対応を求めている。

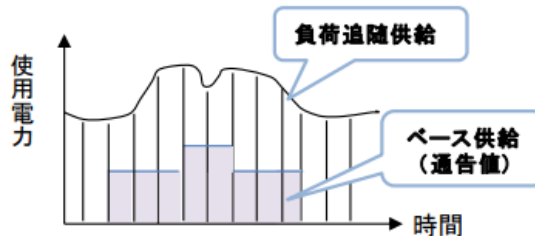
<部分供給イメージ>



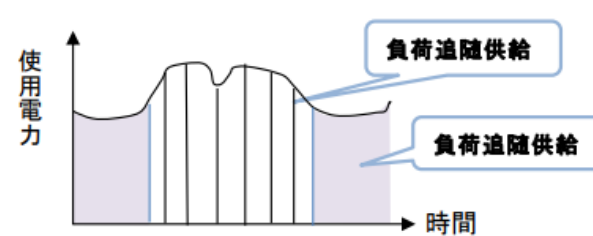
<部分供給の主な類型>



【横切り型】



【通告型】



【縦切り型】

(参考) 第68回本小委員会 (2023/12/26) における委員からの御指摘

- ✓ 東日本大震災後、当時の観点では、競争環境上、イコールフットイングとして入れられてきた制度が、当時の目的とは異なる活用をされている例は他にもあるのではないかと思う。
- ✓ 例えば、常時バックアップや部分供給の緩和など、当時の想定と比べて、現在どのような活用をされているのかについて思うところがあるが、他にもクリームスキミング的な使われ方がされている例がないとは言えないと思う。
- ✓ こうした本来の制度趣旨を逸脱した制度利用を許すことは、結果的に利用者の負担増につながるので、システム改革の検証に当たっては、措置された制度の利用の現状を調査し、広域的な観点から、制度の改廃の要否について議論の場を作っていただきたい。

卸電力市場を取り巻く環境・課題

9

- <卸電力市場を取り巻く環境・課題>
(1)電源の大半を一般電気事業者が確保していること等により、新規参入者の**ベース電源が不足**。
(2)一般電気事業者間の競争が十分ではない、**電源の広域的活用による効率化**が確保されていない。
(3)卸電力**取引所の取引の厚み**が不十分であること、**指標となる市場価格**が形成されていないことにより、卸電力取引所が十分に機能していない。

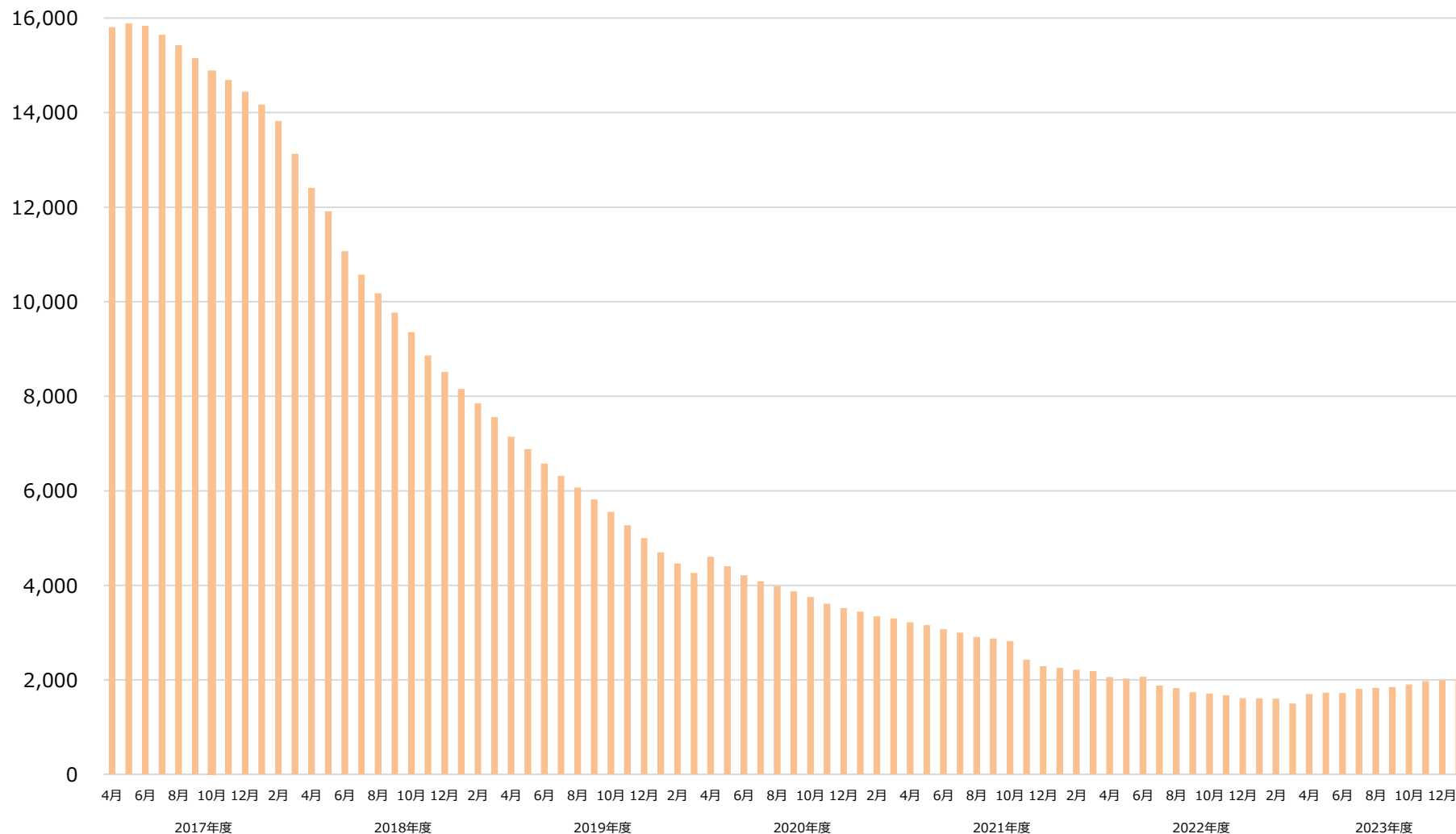
	課題	対策(案)
(1)	新規参入者のベース電源不足の解消	○部分供給の促進(当面の対策) ○常時バックアップの価格体系見直しによるベース電源化(当面の対策／抜本的対策) ○卸電気事業者の電源供出(抜本的対策)
(2)	一般電気事業者間の競争(卸電力取引所を通じた間接的競争)の促進	○マーケットメーカー(抜本的対策) ○卸電気事業者の電源供出(抜本的対策)
	電源の広域的活用による効率化の確保(卸電力取引所を活用した電源の効率的利用)	
(3)	卸電力取引所の厚みの確保	○マーケットメーカー(抜本的対策) ○卸電気事業者の電源供出(抜本的対策)
	指標となる市場価格の形成	

※卸電気事業者の電源供出が各課題の対策になるか否かについては、供出方法によって異なる。

部分供給の活用件数の推移

- 部分供給の活用件数は年々減少傾向にある。

(需要家数)



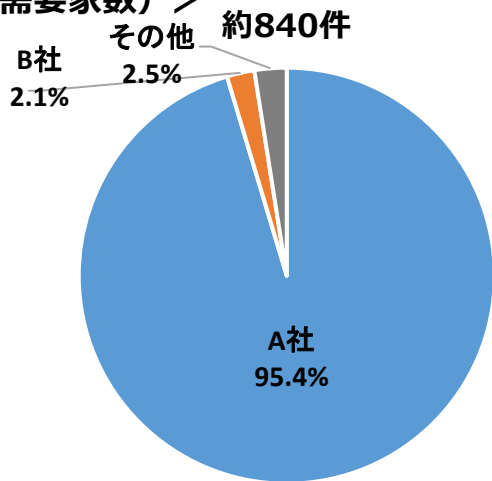
(出所) 一般送配電事業者からの提供データを基に事務局作成

※一部の送配電会社は分社化以前(2019年度以前)のデータを把握していないため、把握可能な件数を基に作成

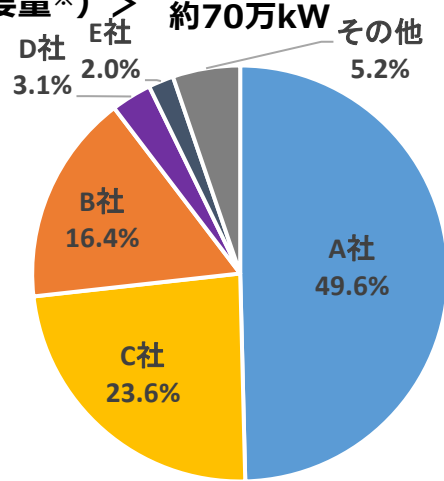
部分供給の類型毎の活用実績（2024年1月末時点）

- 本年 1 月末時点での部分供給の活用実績を確認したところ下表と通りの状況。（縦切り型は活用実績なし。）
- 特に通告型については、利用者が偏重している。

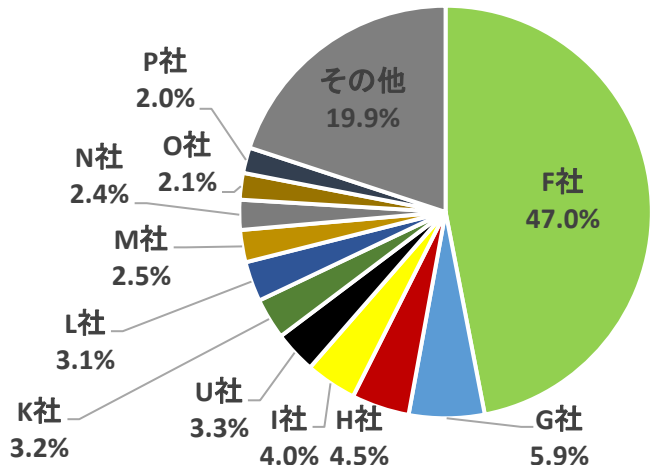
<通告型（需要家数）>



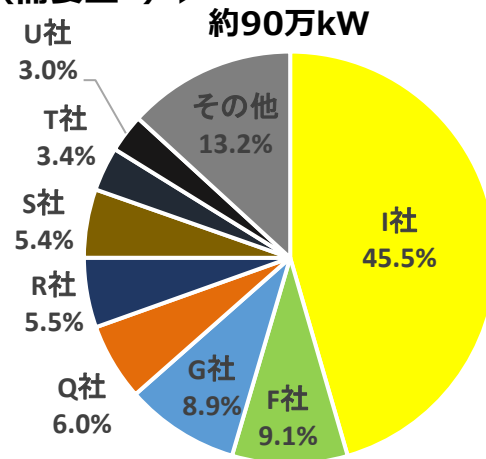
<通告型（需要量※）>



<横切り型（需要家数）>



<横切り型（需要量※）>



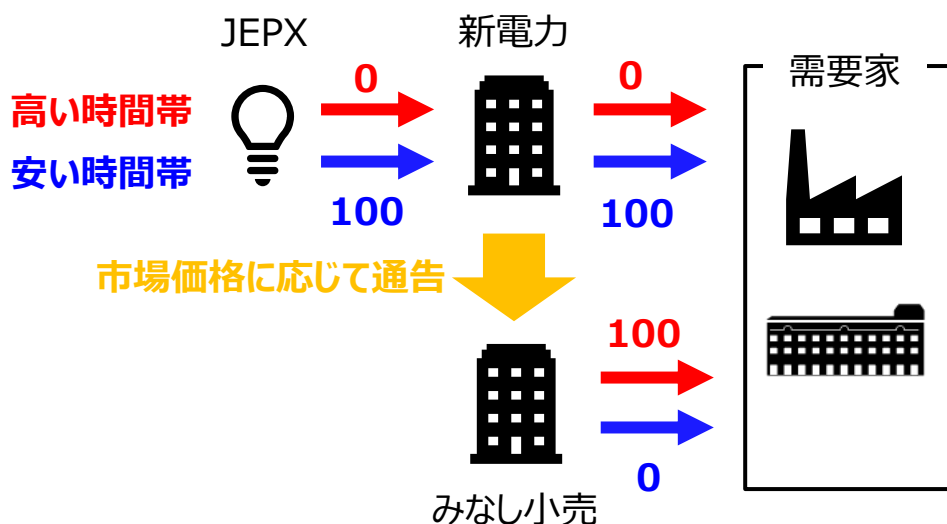
※部分供給を用いて電気を供給している需要家の契約電力全体の値

（出所）一般送配電事業者からの提供データを基に事務局作成

部分供給の制度趣旨にそぐわない活用が疑われる事例

- 第68回本委員会において、部分供給をはじめ、電力システム改革の検証に当たり、競争環境のイコールフットイングを図る観点から導入された仕組みについて、調査をすべきとの御指摘をいただいた。
- これを踏まえ、事務局において、みなし小売電気事業者各社へのヒアリング等により調査を行ったところ、複数のエリアにおいて、部分供給の趣旨にそぐわない活用が疑われる事例を確認した。
- 具体的には、通告型の部分供給を活用し、以下の様な取引が行われている事例が確認された。
 - ① JEPXの価格が安い時間帯は、新電力から全量を供給する通告を行い、
 - ② JEPXの価格が高い時間帯は、みなし小売電気事業者に全量供給を求める通告
- こうした事例の中には、上記スキームを活用することで、電気料金負担を最小化することが可能である旨を顧客に説明を行っているとみられる案件も確認されている。

＜制度趣旨にそぐわない活用が疑われる事例＞



■ 事例 A

JEPXエリアプライスが安いコマは、新電力が供給しているコマが多い傾向があり、JEPXエリアプライスが高いコマは、連続した長時間のコマに亘り、新電力からの通告値が0 kWhとなる事例。

■ 事例 B

JEPXエリアプライスが安い日は、新電力の供給が多い傾向があり、JEPXエリアプライスが高い日は、1日の新電力からの通告値が全日で0 kWhとなる事例。

■ 事例 C

JEPXエリアプライスが安い期間のみ全量供給を通告し、本来ベース供給側であるみなし小売電気事業者の供給が長期間（数か月）に亘って0 kWhとなる事例。

部分供給の今後の扱いについて

- 部分供給は、ベース電源や夜間に活用できる電源が不足しているといった新電力の事業実態に配慮するため、卸電力市場が機能するまでの当面の対策として、みなし小売電気事業者に対応（※）を求めたもの。
※「適正な電力取引についての指針」において、みなし小売電気事業者が部分供給を拒絶することは、需要家が当該みなし小売電気事業者から全量供給を受けざるを得ないこととなり、新電力の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独禁法上違法となるおそれがあると規定されている。
- 他方で、足下では、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達の自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であること、を踏まえれば、部分供給は「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えることが適当ではないか。
- こうした環境変化を踏まえれば、部分供給については、原則廃止する方針とし、今後、経過措置の要否や電気事業法上の扱いを含め、廃止に向けた制度的な検討を進めることとしてはどうか。
- その上で、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通告型の部分供給については、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、部分供給に関する指針を改正し、以下の措置をとることとしてはどうか。
 - （i）通告型の部分供給は、今後、新たな受付けを行わない。
 - （ii）既に通告型の部分供給が行われている案件については、当面^{注1}、通告型の活用継続を認めた上で、契約更新等の新電力の事業運営に過度な負担とならないタイミングで、通告時間の見直し（例えば、常時BUと同様に前日午前9時とすることが考えられる^{注2}）を求める。

注1：部分供給そのものを廃止する場合の経過措置の要否は上記の通り別途議論。

注2：上記の通告時間はあくまで例示であり、新電力が実務的に対応可能な範囲において、スポット市場の入札期限よりも前に通告期限を設定するなど、双方の合意の下で設定されることが求められる。

※「適正な電力取引についての指針」の関係部分については、公正取引委員会において、制度の動向や市場環境等を踏まえて対応を検討。

(参考) 関係条文及び関係規程

○電気事業法（昭和39年法律第170号）（抄）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 （略）

五 接続供給 次に掲げるものをいう。

イ 小売供給を行う事業を営む他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に**相当する量の電気を供給**すること。

ロ （略）

六～十八 （略）

2～4 （略）

○適正な電力取引についての指針 P7～8

iii 部分供給（注）における不当な取扱い

（i）（略）

（ii）部分供給の拒否

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、需要家等からの部分供給の要請を放置したり、交渉開始や交渉期間を殊更引き伸ばしたりすること、部分供給を拒絶すること、その条件を不当に厳しくすることにより事実上部分供給を拒絶することは、特に高圧以上の需要家に対する小売供給については需要家が当該小売電気事業者から全量供給を受けざるを得ないこととなり、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、排他条件付取引等）。（略）

（iii）（略）

（iv）必要性を超えた事前通知の要請

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が負荷変動に応じた同時同量を伴う部分供給を行う場合に、同一の需要家に部分供給を行う他の小売電気事業者の予定供給量の事前通知を当該需要家に求める必要性があることに一定の合理性があることは否定できない。

しかしながら、**区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、負荷変動に応じた同時同量を行う必要性を超えた事前通知の期限、内容等を求めることは、需要家の負担が増加することにより当該小売電気事業者から全量供給を受けざるを得なくなるなど、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある**（私的独占、差別取扱い、排他条件付取引等）。

例えば、需要家に他の小売電気事業者の供給予定量について事前通知を求めることは、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある。

○ 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が負荷変動に応じた同時同量を行う観点から必要と認められる時刻より前に、他の小売電気事業者の供給予定量の事前通知を求めること。

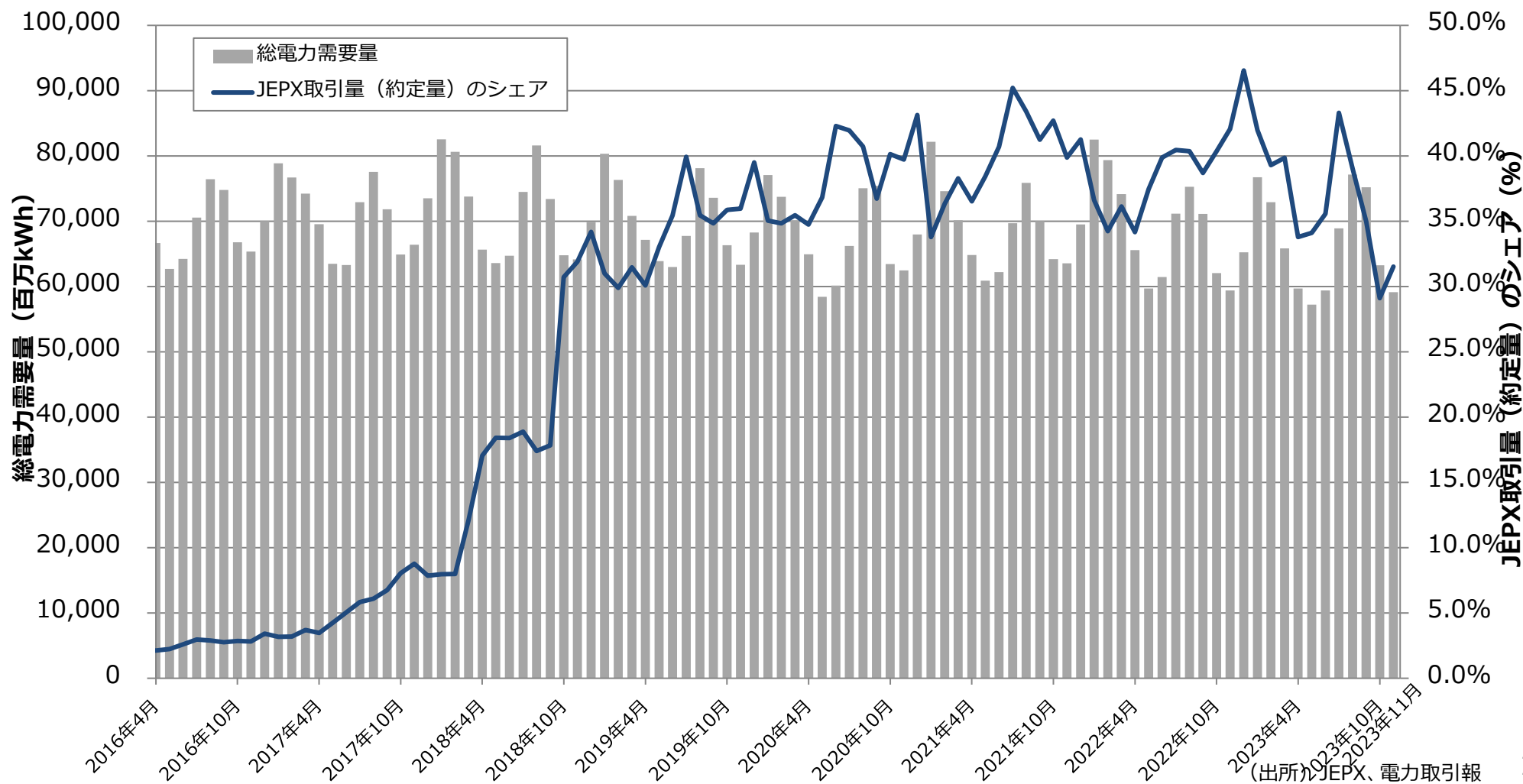
○ 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が負荷変動に応じた同時同量を行う観点から必要と認められる最小限の単位時間当たりの供給予定量に比べて、詳細に区切った単位時間当たりの供給予定量の事前通知を求めること。

○ 需要家が事前通知に係る事務を他の小売電気事業者に委託することを禁止することにより、事前通知手続に過大な負担を課すこと。

(参考) 全面自由化後の卸電力市場の状況 (取引量)

- JEPXの取引量は、小売全面自由化当初(2016年4月1日)には、総需要の約2%であったのに対し、近年は30~40%程度で推移。

JEPX取引量(約定量)のシェアの推移



今後の進め方について

- 通告型の部分供給の廃止については、以下のスケジュールで対応することとしてはどうか。

＜スケジュールのイメージ＞

- 4月中旬頃 部分供給に関する指針の改正案のパブリックコメント開始
- 5月中旬頃 パブリックコメント終了
- 5月下旬～6月上旬頃 改正後の指針を施行
⇒改正日以降、

①通告型部分供給の新規契約の受付停止

②契約更新時等に既存契約の通告時間の見直し (※)

※部分供給に係る契約の多くは、年度更新であるため、実体的な契約の見直しは令和7年度になることが想定される。（それ以前の契約変更を妨げるものではない。）

(参考) オフサイトPPAにおける小売供給について

- 再エネ等を活用したオフサイトPPAにおいては、小売電気事業者は、需要家に対し、①発電設備を有する事業者から購入した電気に、②卸市場等で調達した電気を加え、需要家の需要に合わせた量の電気を供給することとなる。
- 上述の形態は、需要家1者に対して小売電気事業者1者が供給するものであり、需要家1者に対して小売電気事業者2者（新電力と当該エリアのみなし小売事業者）が一体として供給する部分供給とは、異なるもの。
- このため、部分供給を廃止した場合も、上記のような再エネの変動分を供給するスキームは引き続き活用可能であり、需要家が主導する再エネの活用の妨げにはならない。

<オフサイトPPAのイメージ>

